

図書館の自由
～「図書館の自由に関する宣言」の意義とさまざまな事例～

田中敦司
(名古屋市西図書館)
[日本図書館協会認定司書1018号]

0 はじめに

数年前、映画「白夜行」が公開されました。原作は東野圭吾著『白夜行』です。
原作では、図書館員が利用者の秘密を明かす場面があります。また、以前テレビドラマ化された時にも、そういうシーンがありました。

『白夜行』(集英社文庫、2002)
第13章 p782-783

かつては文学少女だったろうと思わせる眼鏡をかけた図書館員に、
笹垣(引用者注:警察官)は西本雪穂の写真を見せた。
彼女は写真を見るなり、大きく頷いた。
「この女の子やったら、以前よく来ました。いつもたくさん借りていくから、
よう覚えてます」
「一人で来るんですか」
「ええ、いつも一人でしたよ」
そういつてから図書館員は、小さく首を傾げた。「あっ、でも、
時々友達と一緒にあったこともありましたわ。男の子と」
「男の子？」
「はい、同級生みたいな感じでしたけど」

「自由宣言」のポスター
あなたの図書館には自由宣言のポスターが貼ってありますか。
それは、ブルーのものでしょうか。クリーム色のものでしょうか。

1 「図書館の自由に関する宣言」(以下「自由宣言」)
1-1 自由宣言の採択

宣言の採択は、1954年5月26日から3日間にわたって開催された全国図書館大会および日本図書館協会総会における決議。

1967年の練馬テレビドラマ事件

1973年の山口県立図書館図書抜き取り放置事件

自由宣言は、日々の仕事と密接にかかわる文言。

1973年10月には宣言再確認の決議が、全国図書館大会で採択

1975年3月には日本図書館協会に「図書館の自由に関する調査委員会」が発足。

1979年5月30日日図協定期総会で自由宣言1979年改訂が採択。

1-2 改訂の特徴

- ① 宣言の基礎を、日本国憲法が保障する表現の自由に置いたこと。
- ② 利用者のプライバシーの保護を、主文のひとつとして重要な柱に位置づけたこと。
- ③ 主文のみでなく、宣言を実践していく具体的指針としての副文をも一体のものとして採択したこと。
- ④ 全国図書館人の組織体である日本図書館協会によって採択され、今後の維持に安定した基礎を確保したこと。

○「図書館の自由に関する宣言」改訂前後対照表

1954年宣言	1979年改訂
<p>基本的人権の一つとして、「知る自由」をもつ民衆に、資料と施設を提供することは、<u>図書館のもっとも重要な任務である。</u> <u>図書館のこのような任務を果すため、我々図書館人は次のことを確認し実践する。</u></p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>図書館は資料収集の自由を有する</u>2. <u>図書館は資料提供の自由を有する</u>3. <u>図書館はすべての<u>不当な検閲に反対する</u></u> <p>図書館の自由が侵される時、<u>我々は団結してあくまで自由を守る。</u></p>	<p><u>図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。</u> この任務を果すため、<u>図書館は次のことを確認し実践する。</u></p> <ol style="list-style-type: none">第1 <u>図書館は資料収集の自由を有する。</u>第2 <u>図書館は資料提供の自由を有する。</u>第3 <u>図書館は利用者の秘密を守る。</u>第4 <u>図書館はすべての検閲に反対する。</u> <p>図書館の自由が侵される時、<u>われわれは団結して、あくまで自由を守る。</u></p>

1-3 改訂後の事例

自由宣言改訂の検討中にも、いくつかの図書館の自由にかかわる事例が。

1973年の「目黒区史」回収問題

1976年の名古屋市立図書館『ピノキオ』事件など。

名古屋市の検討の三原則

- ① 問題が発生した場合には、職制判断によって処理することなく、全職員によって検討する。
- ② 図書館員が、制約された状況の中で判断するのではなく、市民の広範な意見を聞く。

③ とりわけ人権侵害にかかわる問題については、偏見と予断にとらわれないよう、問題の当事者の意見を聞く。

「名古屋市図書館の自由問題検討委員会」略称「自由委員会」
1979年12月の発足、35年以上経過。

宣言改訂以後もさまざまな事例・・・『図書館の自由に関する事例 33 選』、『図書館の自由に関する事例集』『図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年』を参照

2 個人情報保護法制の整備・市民への浸透

2-1 法律の施行

2005年4月、個人情報保護法が完全施行

「個人情報を保護する」・・・自由宣言主文第3「図書館は利用者の秘密を守る」

個人情報保護法・・・次の5つの法律

個人情報保護関連五法

- ① 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- ② 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）
- ③ 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）
- ④ 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年法律第60号）
- ⑤ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）

2-2 図書館では

地方自治体が設置する公立図書館は・・・当該自治体の個人情報保護条例適用

「図書館資料」の中にある個人情報は公開可能

図書館が保有する個人情報

1. 利用者の氏名、住所、勤務先、在学名、職業、家族構成など
2. いつ来館（施設を利用）したかという行動記録、利用頻度
3. 何を読んだかという読書事実、リクエストおよびレファレンス記録
4. 読書傾向
5. 複写物入手の事実

多くの市民に「個人情報は守るべきもの、安易には外へもらさないもの」という考え方を印象付けた

3 『図書館の自由に関する事例集』と『図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011 年』

3-1 関連図書 of 出版

2008年9月18日『図書館の自由に関する事例集』が日本図書館協会から刊行された。1997年刊行の『図書館の自由に関する事例33選』の続編にあたる。さらに、2013年6月30日、『図書館の自由に関する全国公立図書館調査2011年』が刊行された。

どれも事例と年表が記載されているので、過去の事例についての記録として参照できる。ただ、2013年発行のものは調査結果とセットなので、事例全体に対する解説はない。

3-2『図書館の自由に関する事例集』で特徴的なこと

3-2-1 実名報道と図書館

少年法61条

(記事等の掲載の禁止)

第六十一条 家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない。

「加害少年推知記事の扱い(提供)について(2007.5.25 日本図書館協会総会承認)」は、「犯罪少年の推知報道については提供することを原則とする」ことが妥当であるとするもの

日本図書館協会は、1997年7月に『フォーカス』(1997.7.9号)の少年法第61条に係わる記事の取り扱いについて(見解)を公表。

少年法61条に違反した報道にはプライバシーの権利侵害として民事上の責任が生ずるとの考え。

堺少年事件報道損害賠償請求事件(『新潮45』1998.3の記事に関するもの)の大阪高裁判決(2000.2.29確定)。

長良川リンチ殺人事件報道損害賠償請求事件(『週刊文春』1997.7.24、8.7の記事に関するもの)の最高裁判決(2003.3.14)。

少年法61条に関する図書館の提供制限は、知る自由を狭める自己規制だという批判(「少年事件報道と人格権侵害」山田健太・『新・裁判実務大系9巻』2001 p.354)

名誉・プライバシー侵害表現の取扱については1998年2月、『文藝春秋』(1998年3月号)の記事について「参考意見」を公表・・・3要件。

- ① 頒布禁止の司法判断があり、
- ② それが図書館へ提示され、
- ③ 被害者から提供制限要求がある場合のみ、限定的な提供制限がありうる

少年法61条違反記事について、図書館としては名誉・プライバシー侵害表現として扱うのが妥当

犯罪事実とは別にどのような報道だったのかという報道自体が関心事となった社会的な関心事について考え、議論に参加して判断するために資料を提供すること・・・自由宣言が示した考え方。

「加害少年本人推知記事の提供について」 → 資料 1
図書館としては提供を原則とするとして合意に至った

3-2-2 船橋市西図書館の事件（経過は別表）

最高裁判決の重要なポイント

ア 公立図書館は何をすところか規定

「公立図書館は、住民に対して思想、意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供し、その教養を高めること等を目的とする公的な場ということが出来る。」と規定。そこで働く職員は「独断的な評価や個人的な好みにとらわれることなく、公正に図書館資料を取り扱うべき職務上の義務を負うものというべきであり、閲覧に供されている図書について、独断的な評価や個人的な好みによってこれを廃棄するという事は、図書館職員としての基本的な職務上の義務に反するものといわなければならない。」

イ 著作者の権利

「公立図書館が、上記のとおり、住民に図書館資料を提供するための公的な場であるということは、そこで閲覧に供された図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもあるということが出来る。したがって、公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない。そして著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当であり、公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである。」

著作者は「図書館にある自らの資料を不公正に取り扱われない権利を有する」と認められたの。

図書館の課題

図書館資料の廃棄が不公正でないと言言できる根拠を持つ必要が生じた。

年月日	事項
2001.8	図書 187 冊、雑誌 354 冊廃棄。このうち図書 107 冊について、廃棄基準に該当せず、恣意的に除籍廃棄された。
2002.4.13	^{にしべ} ^{わたなべ} 「西部、渡部両氏の著書 68 冊、市立図書館が廃棄」 (産経新聞) [にしべ・すすむ、わたなべ・しょうい]

	ち]
2002.4.13-23	教育委員会が職員に事情聴取
2002.4.15	「新しい歴史教科書をつくる会」、市長や教育長あてに抗議文提出
2002.5.10	教育委員会、107冊の廃棄は司書の単独行為と発表
2002.5.29	職員への処分。当該司書、減給10分の1を6か月、西図書館長、減給10分の1を3か月、係長、戒告、館長補佐、訓告、生涯学習部長、嚴重注意。
2002.8.13	廃棄図書 of 著者8名と「新しい歴史教科書をつくる会」が東京地裁に損害賠償提訴。
2003.9.9	地裁判決。原告敗訴。除籍廃棄行為は行政的に違法だが、原告に対しては違法ではない。したがって、請求棄却。→原告控訴。
2004.3.3	東京高裁判決。ほぼ一審と同様。請求棄却。→原告控訴。
2005.7.14	最高裁判決。高裁判決破棄。差し戻し、損害賠償額算定へ。
2005.11.24	高裁差し戻し判決。一人当たり3000円の支払いを命ずる。
2006.4.7	賠償金額不満として原告が上告していたが、最高裁が上告を棄却。

3-2-3 自由委員会

図書館の自由に関する委員会を設置している自治体・・・多くない。

委員会の性格が「資料を制限する委員会」になりがち

「より制限的でない方法」というスタンスと時機を見ての再検討ができる組織

参考「名古屋市図書館専門委員会設置基準」 → [資料2](#)

3-3 『図書館の自由に関する全国公立図書館調査 2011年』で特徴的なこと

3-3-1 研修の実施状況

「図書館の自由」に関する研修を行っていない図書館・82.8%、行っている図書館・16.7%

[1995年調査との比較] 研修を行っていない図書館・78.5%、行っている図書館・21.1%

3-3-2 創作物の中での図書館の自由

利用者の秘密を漏らす場面が出てくる作品とともに、利用者の秘密を守る場面が出てくる作品が出てきた。

4 「資料収集方針」と「資料提供方針」

資料収集方針を 38 館の方から提出

毎回増えている。明文化が進んでいる表れ。

資料提供方針、あまりなかった。収集方針の中を含んだと思われるものもあった。

「図書館」&「収集方針」でweb検索すると公開しているものが多数見つけられる。

参考になるとと思われるものをピックアップ

「長岡市立図書館の資料収集方針」 → 資料 3

「吉川市立図書館資料収集方針」 → 資料 4

「吹田市立図書館資料収集方針及び選定基準」 → 資料 5

名古屋市の例

「名古屋市図書館資料収集方針」 → 資料 6

「名古屋市図書館資料収集方針細目」 → 資料 7

「名古屋市図書館館則施行要綱(抄)」 → 資料 8

「名古屋市図書館資料提供制限の手続に関する基準」 → 資料 9

しかし、気になるものもあった。

5 実際の事例への対応

5-1 『絶歌』（元少年 A 著、太田出版、2015）

2015 年 6 月の事例。

日本図書館協会は同年 6 月 29 日に

「図書館資料の収集・提供の原則について（確認）」を公表。

原則を確認したうえで、「各図書館におかれては、以上に示した原則に照らして日頃から主体的にご判断いただいているものと考えますが、本件は上記の提供制限要件には該当しないことを念のため申し添えます。」

扱いが図書館によってかなり異なる。

地域性が大きく影響している。

気になるのは、首長から図書館資料への意見。

5-2 『はだしのゲン』（中沢啓治著、汐文社、1981）

松江市の学校図書館の事例が大きく取り上げられたが、併せて鳥取市立中央図書館も取り上げられた。

公共図書館としては、むしろ鳥取の事例の方が身近だったのではないか。

「はだしのゲンの利用制限について（要望）」 → 資料 10

「鳥取市立中央図書館「はだしのゲン」の取り扱いについて」 → 資料 11

5-3 「週刊朝日」 2012 年 10 月 26 日号(朝日新聞出版)

橋下大阪市長に関する記事が問題になった。

JLA 自由委員会での大阪府内図書館アンケート結果。

38 自治体中 33 自治体から回答。

「提供を制限していない」・19 館、そのうち通常通り提供している館・13 館。

『ニューズレター図書館の自由』第 80 号(2013 年 6 月発行)

5-4 「週刊新潮」 2013 年 3 月 14 日号 (新潮社)

少年法に関わる事例は過去にあり。今回も同様。

再掲 [資料 1]

ただし、地域性は考慮すべき事項。

『JLA メールマガジン』644 号 2013.03.13.も参照のこと。

5-5 利用者の来館事実、利用事実

基本的には、第三者に対しては開示できない事項。

『「図書館の自由に関する宣言 1979 年改訂」解説第 2 版』38 ページに記載

6 おわりに

職場において「図書館の自由に関する研修」は行われたか。

今回の研修受講後にしてほしいこと

ア 記録を残すこと・・・みんなで共有して、保存して、伝承していくこと

イ 図書館の自由の問題に限らず、職員で議論して決めるようにすること・・・
できれば、自由委員会のような組織を作れるといい

ウ 収集方針とともに提供方針を作って、公開していくこと

図書館長になる道があるのなら、それを目指そう。

田 中 敦 司